

本要領については、平成22年度予算原案に基づいて行われるものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等に変更がありうることにご注意ください。

農山漁村活力再生・支援事業実施要領（案）

平成18年4月3日付け17農振第2171号

平成19年4月2日付け18農振第1712号

平成××年×月×日付け××農振第××××号

農林水産省農村振興局長通知

第1 趣旨

農山漁村活力再生・支援事業（以下「活力再生事業」という。）は、農山漁村活力再生・支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2170号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業内容

都市住民の農山漁村への回帰の動きを踏まえた都市から農山漁村への定住を促進するとともに、定住者の活川や地域における多様な主体の連携により、農山漁村と地域の企業との連携による農林水産業分野にとどまらない新たな事業の創出など、農山漁村の地場資源と地元人材等を活かした新たな取組を推進するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

1 活力再生に向けた定住等の支援

(1) 定住や長期滞在の促進方策策定、新規住民を活用した集落の活性化方策の検討

- ① ワークショップ等の開催
- ② アンケート調査の実施

(2) 支援体制の構築

- ① 定住促進に関する情報提供のためのホームページ等の作成・運営
- ② 空き家情報バンクの整備
- ③ 定住アドバイザーの育成講座開催

(3) PR活動の実施

- ① PR用パンフレットの作成・配布
- ② 定住促進のためのイベントへの参加
- ③ 田舎暮らし体験・交流ツアー受入体制の整備
- ④ 定住相談会等の開催

(4) 新規住民等による地域文化活動や農ある暮らしの実施のための体制整備

- ① 地域活動の企画検討会の開催
- ② 先進地調査の実施
- ③ 農作業、伝統芸能等の技術指導講座の開催

(5) 新規住民の起業を促進するための体制整備

- ① 起業に関する地域情報の提供
- ② 推進会議の開催
- ③ 起業希望者の誘致活動の実施

(6) 企業等との連携によるSOHO的農山漁村居住体制の整備

2 地域産業との連携による活力再生支援

(1) 異業種連携の推進

ア 地域での異業種連携に向けた気運の醸成

- ① 異業種交流会の開催

- ② 企業等へのアンケート調査の実施
- ③ 相談会の開催
- イ 連携具体化に向けた支援
 - ① 事業化検討会の開催
 - ② アンケートの実施
 - ③ ヒアリング・現地調査の実施
 - ④ 試作品の作成・分析・試験販売
- (2) 多様な主体による地域連携活動の推進
 - ア 地域連携体制の構築
 - ① 地域の多様な主体の参画のもと、地域産業振興についての議論・情報交換を行う場の設置及び会議の開催
 - ② 機関紙の発行
 - ③ シンポジウムの開催
 - ④ 集落説明会の実施
 - イ 地域共同活動の推進
 - ① 先進地区等調査
 - ② 研修会の開催
 - ③ ワークショップ・懇談会の開催
 - ④ 啓発・普及活動
 - ⑤ ホームページの作成・運営
 - ウ 特産品開発・販売等パイロット事業の実施
 - ① 推進会議の開催
 - ② マーケティング調査の実施
 - ③ 先進地現地調査
 - ④ 試作品の作成・分析・試験販売等
 - ⑤ 普及宣伝活動
- (3) 人材バンクの設置・運営
 - ア 人材バンクの設置
 - ① 経理やマーケティング等のビジネスノウハウを有する地元人材等への登録呼びかけ
 - ② 説明会の開催
 - ③ 研修会の実施
 - ④ パンフレットの作成・配布
 - イ 人材の活用
 - ① 登録人材による現地指導

第3 事業実施主体

要綱別表の事業実施主体の欄のその他農山漁村の住民等の組織する団体について、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める団体は、次に掲げる要件を全て満たす任意団体とする。

- 1 代表者の定めがあること。
- 2 要綱第5に定める各助成の事務手続を適正かつ効率的に行うため、団体としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理の方法及び責任者、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約その他の規程が定められていること。
- 3 2の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 4 要綱別表の事業内容の欄の1の事業については、原則として構成員に都道府県又は市町村が含まれていること。

第4 助成

要綱第5の農村振興局長が別に定める助成は、活力再生事業に関連して必要となる経費の2分の1以内を助成して行うものとする。

第5 事業実施等の手続

1 事業実施計画の内容及び提出手続等

- (1) 事業実施主体は、別記様式1号及び2号により、要綱第6の事業実施計画を作成し、原則として事業実施主体の主たる事務所が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合は農村振興局長、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) 事業実施期間が複数年にわたる事業にあっては、事業実施計画と併せ、別記様式3号により全体計画を作成の上、提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(1)及び(2)の提出を行う場合は、予め関係する団体等と調整を図るものとする。
- (4) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(3)の調整の結果について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。

2 事業実施計画の承認基準

要綱別表の採択要件の欄の(3)の農村振興局長が別に定める承認基準は以下のとおりとする。

- (1) 事業実施に関係する団体等との必要な調整・連携が図られていること又は図られることが確実と認められること。
- (2) 事業の目標とそれを達成するための手段が適正なものと認められること。
- (3) 事業内容別の投資費用が、適正なものと認められること。
- (4) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- (5) 事業完了後も継続的に農山漁村のコミュニティの活力再生に寄与するものであると見込まれること。
- (6) 要綱別表の事業内容の欄の1の事業については、少なくとも小学校の通学区域程度の広がりをもった地域を対象とした取組であること。
- (7) 要綱別表の事業内容の欄の2の事業については、先進的な取組が行われているものと認められること。

3 事業実施計画の採択

地方農政局長等は、要綱別表の採択要件を満たす場合に限り、予算の範囲内において事業実施計画の採択を行うものとする。

4 交付予定者への通知

地方農政局長等は、3により採択された事業実施計画を提出した者に対し、別記様式4号により事業の採択を通知するとともに、採択されなかった事業実施計画を提出した者に対して別記様式5号により不採択の旨を通知するものとする。

5 事業実施計画の変更

要綱第6の3の「農村振興局長が別に定める事業の実施計画の重要な変更」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 要綱別表の事業内容の欄に掲げる各事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 要綱別表の事業内容の欄の1又は2のそれぞれにおける事業費の30パーセントを超える増減

6 管理運営等

(1) 管理運営

事業実施主体は、活力再生事業により得られた成果について、常に良好な状態で

管理し、事業目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 指導監督

地方農政局長等は、活力再生事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業効果の把握に努めるものとする。

7 事業名等の表示

事業実施主体は、活力再生事業により作成したパンフレット等には、事業名等を表示するものとする。

第6 事業実施結果の報告

- 1 事業実施主体は、要綱第7の1に定める報告について、別記様式6号及び7号により毎事業年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の報告があったときは、別記様式6号及び8号により毎事業年度の翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

第7 事業の評価

- 1 事業実施主体は、要綱第8の1に定める事業の評価について、活力再生事業の実施による目標の達成度、事業により得られた効果その他事業を実施した農山漁村のコミュニティの活力再生の状況を踏まえ、自ら事業の評価を行い、別記様式9号及び10号により、事業終了年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業評価をとりまとめ、別記様式9号及び11号により、速やかに農村振興局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の事業評価のとりまとめにあたり、必要に応じ、事業実施主体からの聴取及び現地調査等を行うこととする。

第8 補助対象経費

第2の事業内容に係る国の助成に係る補助対象経費は以下のとおりとする。

区 分	経 費
1 報 酬	委員手当
2 賃 金	日々雇用者賃金
3 報 償 費	謝金
4 旅 費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費）
5 需 用 費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費、会議費（茶菓子賄料等）
6 役 務 費	通信運搬費、手数料、広告料
7 委 託 料	ホームページ作成の委託料（第2の1の(2)の①の定住促進に関する情報提供のためのホームページ等の作成・運営及び2の(2)のイの⑤のホームページの作成・運営に係るメニューに限る。）、試作品作成・分析委託料（第2の2の(1)のイの④の試作品の作成・分析・試験販売及び(2)のウの④の試作品の作成・分析・試験販売等に係るメニューに限る。）

8 使用料及び賃借料	会場借料、事務用機械器具等の借料及び損料、バス借料（第2の1の(3)の③の田舎暮らし体験・交流ツアー受け入れ体制の整備に限る。）
9 物品・備品購入費	施策の実施に必要な物品や事業用機械器具等購入費
10 調査試験費	調査試験用資材費（第2の2の(1)のイの④の試作品の作成・分析・試験販売及び(2)のウの④の試作品の作成・分析・試験販売等に係るメニューに限る。）
11 保 険 料	損害保険料（第2の1の(4)の③の農作業、伝統芸能等の技術指導講座の開催に係るメニューに限る。）

第9 事業成果の共有

事業実施主体は、第2の1の(2)の②により作成した空き家情報バンクの内容について、事業目的を効率的に達成するため、広く一般に公開し、その情報を共有するものとする。